

綾瀬市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条（以下「根拠法令」という。）の規定に基づき、市が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を行うことにより、福祉サービス利用者の利益を保護し、適正で円滑な法人運営及び社会福祉事業の経営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、根拠法令に基づき、法人の運営状況について調査又は検査し、国、県の通知に基づく指導事項について、市における法人の運営の実情を踏まえ実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言、指導を行うものとする。

3 指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の主眼事項（重点事項）、事務移譲以前の県の指導監査結果及び本市の前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。

4 前項の規定に基づき策定した実施計画は、必要に応じて見直すことができる。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、市長が所管する法人とする。

(指導監査の実施)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、定期指導監査と臨時指導監査とする。

3 定期指導監査は、第2条第3項の実施計画に基づき、原則として、次のとおり実施する。

(1) 法人本部の運営や当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、特に大きな問題が認められない場合は、3年に1回実地により実施する。

(2) 前号の規定に関わらず、厚生労働省が定める社会福祉法人指導監査実施要綱に

基づく一定の要件を満たすと認められる場合は、4年又は5年に1回実地により実施することができる。

- 4 臨時指導監査は、法人及び施設等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合、随時実施する。
- 5 特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人及び施設等を主な対象として、随時実施する。
- 6 指導監査において重大な問題が認められた法人及び不祥事の発生した法人に対しては、改善されるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。
- 7 臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の留意点)

第5条 指導監査は、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

- 2 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(定期指導監査の実施方法)

第6条 指導監査対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

- 2 指導監査は、対象法人の運営等について、代表者等から説明を聞き取り、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿、書類を実地に確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。
- 3 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関その他法人に関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。
- 4 実地で行う定期指導監査（以下「実地定期指導監査」という。）の実施に当たっては、原則として、その1月前までに監査の対象、実施日時等の内容を明示し、法人の代表者宛て文書で通知するものとする。
- 5 実地定期指導監査は、法人の事務所又は施設等において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法等により実施することができるものとする。
- 6 実地定期指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。

(実地定期指導監査結果の処理)

第7条 実地定期指導監査の担当者は、実地定期指導監査終了後、現地において当該法人の役員及び職員の出席を求めて監査結果を講評するものとする。

2 実地定期指導監査の担当者は、速やかに監査結果の復命書及び監査結果通知案を作成し、法人監査主管課長の決裁を受けるものとする。ただし、社会的に影響を及ぼす事案等については、法人監査主管部長の決裁とする。

3 文書で指摘を要する事項については、厚生労働省が定める指導監査ガイドラインに基づき、当該法人及び施設等の実態に即して決定する。

4 文書で指摘した事項については、当該法人の理事会又は運営委員会への改善内容の報告を求めるとともに、特に指定した事項については、理事会又は運営委員会における改善是正措置の検討を求めるものとする。

5 改善の報告を要する事項については、改善結果（計画）の報告期日を定めて当該法人等の代表者に通知するものとする。

6 前項の規定に基づき改善結果（計画）の報告を求めるに当たっては、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 改善措置を必要とする事項を報告したときの理事会又は運営委員会の議事録の写し及び特に指定した事項について改善是正を検討したときの理事会又は運営委員会の議事録の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（県福祉監査主管課との連携）

第8条 第2条第3項に規定する実施計画の策定及び第4条に規定する指導監査に当たっては、法人の運営する施設に対する監査（以下「施設監査」という。）を実施する県の福祉監査主管課（以下「県福祉監査主管課」という。）と、指導監査対象に係る情報交換を密にする等の十分な連携をとるものとする。

2 施設を運営する法人に対する実地指導監査については、必要に応じて県福祉監査主管課の協力を得て、県福祉監査主管課が実地で行う施設監査と同時に実施することができる。

3 神奈川県知事が所管する施設等を経営している法人については、県福祉監査主管課に対し、指導監査結果の情報提供を行うよう努めるものとする。

（指導監査結果等の公開）

第9条 法人監査主管課が行う法人に対する指導監査の結果等については、市ホーム

ページ等で公開するものとする。

2 前項の規定に基づく指導監査の結果等の公開方法等については、別に定める。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。